

新型コロナウイルス感染症により家計急変した場合の授業料免除について

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で家計が急変した世帯の学生の皆さんに対して、授業料免除の支援を行います。

以下の要件①②を全て満たす場合に、香川大学独自の授業料免除基準により支援を実施します。（高等教育の修学支援新制度の対象となる部分については、新制度による支援を行います。）

【要件】

- ① 国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は新制度の例に準ずる（※1））が提出できる者、または、事由発生後の所得（※2）が昨年度の所得（2020年度前期分授業料免除申請をする場合は前々年度の所得）と比較し1／2以下となっている者。

- ② 香川大学授業料免除等選考基準を満たす者。

（※1）具体的には独立行政法人日本学生支援機構のホームページに掲載している「事由発生に関する証明書類」をご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

（※2）公的支援の受給証明書が提出できない場合は、収入が大幅に減少していることを申告する所定の様式に用意できない事情を記入していただいたうえで、減少前の給与証明等1ヶ月分および減少後の給与証明等1ヶ月分を併せて提出いただくことにより、公的支援の証明書に替えることができます場合があります。

（※3）①に該当する場合でも、選考の結果、②を満たさない場合は支援の対象となりません。

免除申請を希望する方は、学生生活支援グループ（授業料免除担当）宛に学籍番号・氏名・記載して、5月20日（水）までにメールでご相談ください。件名は「新型コロナウイルス感染症による家計急変のための授業料免除申請」としてください。

申請に必要な書類等は返信メールでお送りします。

（アドレス）sokosei4@jim.ao.kagawa-u.ac.jp

（電話番号）087-832-1163

また、授業料の納付猶予の制度もありますので、希望する方は学生生活支援グループへご相談ください。